

静岡県地域密着型サービス外部評価機関選定要項

1 目的

この要項は、静岡県地域密着型サービス外部評価実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく外部評価機関の選定等に関し、必要な事項を定める。

2 評価機関の要件

外部評価機関は次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 法人であること。

(2) 次の要件に該当する評価調査員を、必要数確保していること。

ア 県又は県が指定した法人が別記のカリキュラムに基づき実施する調査員養成研修を受講しているものであること。

ただし、他の都道府県又は指定する法人において実施された調査員養成研修又は関連の研修（認知症介護実践研修（旧実務者研修を含む）、介護相談員養成研修等）を既に修了した者及び静岡県指定認知症対応型共同生活介護サービス外部評価において既に外部評価調査員としての活動経験を有する者については、カリキュラムのうち重複部分の受講を省略できるものとする。

イ 第三者としての客観的な観点から評価の実務を行うことができると認められる者。特に、現に認知症対応型共同生活介護事業所を運営し、若しくはいずれかの事業所に勤務し、又は各事業者により組織される団体の役職員である者（以下「事業関係者」という。）は適当でないこと。

(3) 認知症介護に関する学識経験者、認知症対応型共同生活介護事業者、認知症高齢者の家族の代表者等からなる評価審査委員会を設置していること。

評価審査委員会は、実施要綱6の(5)のエによる場合のほか、1年に1回を目途として定期的開催され、評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るものであること。

(4) 評価結果について、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）に掲載して公表することとしていること。

また、当該手続を行う担当者が配置されていること。

(5) 次に掲げる規程等を定め、それらに基づいて適切に業務が行われる体制となっていること。

ア 評価依頼の受付、評価手続、評価審査委員会の手続、WAMNETによる情報公開などを盛り込んだ外部評価実施要領

イ 外部評価の実施に関し、評価を受けようとする事業者との間で締結する契約書のひな型

(6) 次の各号のいずれかに該当する法人でないこと。

ア 認知症高齢者共同生活介護事業所（介護予防を含む。）を設置・運営している法人。

イ 理事会等の構成員の多数が、事業関係者によって占められている法人。

ウ 外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられていないなど、安定的な事業運営を行うことができないと認められる法人。

エ その他公正中立な立場で外部評価を実施することができないと認められる法人。

3 評価機関の選定手続等

(1) 評価機関の選定を受けようとする法人は、知事あてに次の書類を提出し、審査を受けるものとする。

ア 評価機関選定申請書（様式第1号）

イ 法人の定款又は寄附行為及び法人登記簿の謄本

ウ 評価調査員の名簿、経歴書及び必要な研修を受講していることを証する資料

エ 評価審査委員会の委員名簿及び各委員の就任承諾書

オ 委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承認書

カ 評価手数料及びその算定根拠

キ 法人の前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録

ク 法人の当該年度の事業計画書、収支予算書

ケ 評価依頼の受付、評価手続、評価審査委員会の開催手続、評価結果の公表その他外部評価の実施に当たり必要な事項を定めた実施要領

コ 外部評価の実施に関し、評価を受けようとする事業者との間で締結する契約書のひな型

サ 苦情を処理するために講ずる措置の概要

シ その他必要と認める書類

(2) 知事は、提出された書類を審査した結果、評価機関として選定する場合には、評価機関選定通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとし、評価機関として選定しない場合には、理由を付して審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(3) 知事は、評価機関を選定したときは、当該機関の名称、所在地、連絡先、評価手数料、評価調査員の数等の情報を、市町及び事業者に周知するものとする。

4 変更の届出

3の(1)で定める申請書類の内容に変更が生じたときは、評価機関は変更の事由が発生した日から30日以内に、評価機関変更届出書（様式第4号）により知事に届け出るものとする。

5 評価機関の廃止

(1) 評価機関が評価事業を廃止しようとするときは、事業終了の3か月前までに廃止の理由を付して評価機関廃止届出書（様式第5号）により知事に届け出るものとする。

(2) 知事は、前項の評価事業の廃止届を受理した場合は、すみやかに市町及び事業者に周知するものとする。

6 苦情処理

- (1) 評価機関は、外部評価に係る事業所からの苦情に適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- (2) 評価機関は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

7 外部評価拒否の禁止

評価機関は、正当な理由なく、外部評価の依頼を受けることを拒んではならない。

8 秘密保持等

- (1) 評価機関の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た情報を漏らしてはならない。
- (2) 評価機関は、当該評価機関の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

9 賠償責任

評価機関は、外部評価の実施により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

10 調査等

- (1) 知事は、必要があると認めるときは、評価機関に対し書類の提出を求め、評価機関の職員から状況を聴取し、又は必要な調査を行うことができるものとする。
- (2) 評価機関は、前項の調査等について協力するものとする。
- (3) 評価機関は、毎年、外部評価業務の実施件数、評価結果を知事に報告するものとする。

11 選定の取消し

- (1) 知事は、選定した評価機関が以下の各号に該当する場合、調査のうえ、選定の取消しを行う。
 - ア 2に規定する選定要件のいずれか一つが欠けた場合
 - イ 不正な行為を行う等評価機関としてふさわしくないと認められる場合
- (2) 知事は、選定を取り消したときは、外部評価機関選定取消通知書を交付するとともに、市町及び事業者に周知するものとする。

12 選定取消しの手続等

11に定める選定取消しの手続については、以下の各号に定めるところによるものとする。

- ア 知事は、選定した評価機関について、選定の要件が具備されているか等を確認するため、書類の提出を求め、評価機関の職員から状況を聴取し、又は必要な調査を行うことができる。
- イ 評価機関は、前号の調査等が実施されるときは、積極的に協力するものとする。

ウ 知事は、評価機関としての要件を欠く等具体的な事実を確認したときは、期限を付して当該事実の是正を求め、是正されない場合には選定を取り消すものとする。

附 則

この要項は、平成19年2月2日から施行する。

本要項の施行に伴い静岡県指定認知症対応型共同生活介護サービス外部評価機関選定等要項及び静岡県指定認知症対応型共同生活介護サービス外部評価調査員研修認証要項（以下「旧選定要項等」という。）は、廃止する。

なお、平成19年3月31日までは、旧選定要項等に基づき選定された外部評価機関は、認知症対応型共同生活介護事業所に係る外部評価に限り実施することができるものとする。

附 則

この改正は、平成21年4月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月16日から施行する。

(別記)

1 評価調査員養成研修 (標準カリキュラム)

講 義	内 容	時間数
高齢者が地域で暮らし続けるための介護の理解	①地域での高齢者の暮らし ②認知症をもたらす病気 ③認知症の人の特徴とたどる経過 ④これからの高齢者及び認知症の人の介護	講義 100分 演習 20分
認知症対応型共同生活介護の基本理解	①歴史 ②特徴と役割 ③制度の理解 ④現状と課題	講義 180分 演習 60分
サービス評価の必要性と目的	①サービス評価の目的 ②サービス評価の位置付け ③サービスの質の確保	講義 90分 演習 30分
サービス評価の流れと手続き	①サービス評価の進め方 ②評価項目の内容と理解 ③訪問調査の具体的な手法	講義 200分 演習 40分
訪問調査実習	①実地訪問調査 ②調査報告書記入演習	訪問 330分 演習 150分
実習を踏まえた調査方法、項目の理解	①調査方法について ②評価項目の理解について ③報告書記入方法について	講義 150分 演習 180分
研修のまとめ	研修修了後レポート作成	30分
計		1,560分

2 フォローアップ研修 (標準カリキュラム)

講 義	内 容	時間数
外部評価制度の改正について	①平成21年度の外部評価制度の改正について ②介護サービス情報の公表制度と外部評価制度の趣旨及び目的等の理解	講義 90分
外部評価の課題整理	外部評価の今までの振り返り	演習 30分
評価項目の内容、理解	①評価項目の改定について ②評価項目の内容	講義 90分
評価調査員の力量向上に向けて	①事業所との対話方法 (ヒアリングの演習) ②外部評価票の記入方法 (記述演習)	演習 90分
研修のまとめ	筆記試験	30分
計		330分